

三木町新行財政改革大綱

新たな行財政システムの構築

～ 行政サービスのより一層の効率化を目指して ～

平成 17 年 1 月

三 木 町

はじめに

本町においては、これまでも平成8年4月に「三木町行政改革大綱」を、続いて平成12年2月に「三木町行政改革大綱（改訂版）」を策定し、組織機構の再編、庁内LANの構築を図るとともに、事務事業の執行に当たっては、絶えず見直しを行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めるなど、積極的に行財政改革に取り組んできたところであります。

しかしながら、21世紀初頭の今日、少子高齢化の進行や高度情報社会の進展など、社会経済情勢は急激に変化してきており、さらには予想を超えて低迷を続ける地域経済や国の三位一体の改革の影響を受け、本町を取り巻く行財政環境は極めて厳しい状況となっております。

また、本町は平成16年10月に町制施行50周年を迎えましたが、さらに向こう50年の新生三木町を視座に、新たなるスタートの年を節目として、既存の行財政システムの見直しと、今後、長期間に及ぶことが予測される経済の低成長時代に見合った弾力性のある財政構造への転換を図りながら、住民にとって真に必要なサービスを効果的かつ効率的に提供し、行政サービスの質的向上を図っていかねばなりません。

こうした中、地方自治体を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、自己決定と自己責任のもと、限られた財源と人員で最大の効果を実現するという地域経営の視点に立った町政運営への転換を図るため、新たに「三木町新行財政改革大綱」を策定し、積極的かつ計画的に改革を推進しようとするものです。

改革の実施に当たっては、住民皆様への説明責任を十分に果たしながら、理解と協力が得られるように努めるとともに、行財政構造及び行財政システムの抜本的改革に向け鋭意取り組んで参ります。

平成17年1月

三木町長 石原 収

目 次

第1章 行財政改革の必要性	-----	1
1 これまでの行財政改革の取組み	-----	1
2 本町を取り巻く行財政環境の急激な変化	-----	1
(1) 財政状況の急激な変化	-----	1
(2) 変革の時代	-----	1
(3) 地方分権の本格化	-----	2
3 新行財政改革大綱の策定	-----	2
第2章 行財政改革の基本的な考え方	-----	3
1 行財政改革の基本方針	-----	3
2 行財政改革のための5つの改革	-----	3
(1) 人の改革	-----	3
(2) 組織の改革	-----	3
(3) 事務事業の改革	-----	3
(4) 町政運営の改革	-----	4
(5) 財政構造の改革	-----	4
3 計画期間	-----	4
(1) 計画期間	-----	4
(2) 推進体制	-----	4
第3条 行財政改革の具体的な方策	-----	5
1 人の改革	-----	5
(1) 意識改革の徹底	-----	5
(2) 職場の活性化	-----	6
(3) 組織管理体制の再点検	-----	6
(4) 人事管理制度の再構築	-----	6
(5) 新たな給与制度の確立と給与の適正化	-----	8

2	組織の改革	-----	9
	(1) 行政組織の見直し	-----	9
	(2) 定員管理の適正化	-----	9
3	事務事業の改革	-----	10
	(1) 事務事業の見直し	-----	10
	(2) 事務事業の実施方法の見直し	-----	10
	(3) 住民サービスの改善	-----	11
4	町政運営の改革	-----	13
	(1) 町政運営方法の改革	-----	13
	(2) 住民と協働する町制の実現	-----	13
	(3) 国・県との関係	-----	14
5	財政構造の改革	-----	15
	(1) 予算編成の改革	-----	15
	(2) 財政運営の改革	-----	15
	(3) 業務執行の改革	-----	18
【参考資料】			
	三木町行財政改革推進本部設置要綱	-----	19
	三木町行財政改革推進会議設置要綱	-----	21